

## 質保証機関の国際連携（台湾評鑑協会との共同認証プロジェクトが目指すもの）

原 和 世

公益財団法人大学基準協会  
評価研究部国際企画室室長

### はじめに

グローバル化が進むなか、高等教育にもその対応が求められており、国際通用性のある教育を提供することが期待されている。また、その質保証という観点からも、各国の質保証機関における評価の国際通用性が問われている。各国の質保証機関は、国内のみならず、国外に対し、自国の大学における教育の質を証明することが求められている。その方策の一つとして、国際的な連携を展開する動きが近年著しい。

質保証機関の国際的な連携としては、まず、1991年に設立された質保証機関の世界的ネットワークである International Network for Quality Assurance Agencies in Higher Education (INQAHE) とその傘下に位置づけられる各地域のネットワーク（例えばアジア太平洋地域であるなら、Asia-Pacific Quality Network (APQN)）が挙げられるだろう。いずれも各国の多くの質保証機関が会員として参画し、高等教育の質の評価、改善及び維持に関する理論や実践に関する定期的な情報交換や共同研究プロジェクトの実施などの活動を展開している。そして、協力協定等を通じて、質保証機関同士の直接的な連携が図られるケースが多くみられる。

大学基準協会（以下「本協会」という。）も、海外の質保証機関との連携を図るため、INQAHEE 及び APQN の正会員として参画するとともに、韓国、台湾、タイ及びマレーシアの質保証機関と協力関係を構築する覚書（以下「MOU」という。）を締結している<sup>1</sup>。

また、昨年には、台湾の質保証機関の一つである台湾評鑑協会 (Taiwan Assessment and Evaluation Association, TWAEA)<sup>2</sup>とタイの Office for National Education Standards and Quality Assessment (ONESQA)<sup>3</sup>と3機関の間で国際連携協定を締結したところである。MOU 等には、質保証に関する情報交換や共同プロジェクトの実施、スタッフの研修等が活動内容として含まれている。ややもすれば「記念」的になりがちな MOU だが、本協会では近年、定期的な情報交換は勿論、タイと台湾と日本の学生を対象とした共同アンケートの実施<sup>4</sup>や、スタッフの合同研修会<sup>5</sup>を通じて、実質的な取組による交流を図っている。

こうした中、国際連携の新たな取組として、本協会は、台湾評鑑協会との共同認証プロジェクト（英文表記：International Joint Accreditation Project）を立ち上げ、この6月より両機関合同の「共同認証評価委員会」を組織し、新しく策定した「共同認証評価基準」に基づく試行評価を実施し、2019年度からの本格始動を目指している<sup>6</sup>。

本稿では、質保証機関の国際連携の1事例として、共同認証プロジェクト立ち上げの経緯を踏まえながら、その概要について紹介したい。

### 共同認証プロジェクトのはじまり

共同認証を発足する契機となったのは、2013年に行った「大学評価理論の体系化に向けた調査研究」で本協会の当時専務理事であった鈴木典比古先生（現、国際教養大学学長）と筆者が、台湾評鑑協会を訪問し

たことから始まったといっても良いだろう<sup>7</sup>。この時の調査研究で、台湾の大学評価システムや大学の現状を本協会として初めて把握することができた。その後まもなくMOUを締結し、翌年2014年に台湾評鑑協会より、相互認証 (Dual Accreditation) に関する申し出があった。

相互認証の申し出に対し、当初事務局内での意見はやや否定的であった。というも、その申し出は、本協会の大学評価を受けて「適合」と認定された大学については、自動的に台湾評鑑協会も「適合」と認定する、逆もまた同様に、というものであったからである。

2013年に行った調査研究以降、台湾評鑑協会の評価者研修に関する聞き取り調査や評価に関する説明会への参加など、先方の評価の概要について、一定の理解はしていた。にもかかわらず、後述するように、目的の不明確さ、そして「相互認証」のあり方について懸念があり、容易に申し出を受け入れることができなかった。そのため、1年近くの時間を費やし、これらの点について、事務局レベルで話し合う機会を設け、諸問題を解消していった。

事務局レベルでの検討の過程において、実際に互いの評価の現場に立ち会うことができた。具体的には、本協会側が先方の実施する実地調査へ、先方が本協会の大学評価の評価者研修、分科会及び実地調査にオブザーバーとして参加した。これにより、評価基準や評価方法のみならず、分科会でどのような点が審議されるのか、実地調査において、大学とどのような対話をしているのか、分科会としての合意形成をどのように図っていくのかを目の当たりにすることができた。この経験により、評価システムや評価に対する考え方など、相互理解を深めることができた。

そして、「相互認証」ではなく、共同で評価を行い、大学を認証する「共同認証」の方向で検討し始めたのは、2016年からであった。大学の負担を考えれば、自国の機関別評価で「適合」認定された大学は、自動的にもう片方からも認定される方が、「楽」ではあることは明らかであった。しかし、議論していくなかで、日本と台湾で法令上求められている機関別評価と、この「共同認証」は、評価の目的が異なることから、評

価せずに認定することに互いに違和感があった。そして、何よりも双方の機関の根幹ともいえる「評価」を通じて大学の質的向上を支援するべく、実際に「評価」を行うことで合意に至った。なお、将来的に、「相互認証」の可能性を改めて検討したいと考えている<sup>8</sup>。

ともあれ、「共同認証」の方向に舵をとり、核となる評価基準や評価方法の検討に入った。審議プロセスとしては、台湾評鑑協会と事務局レベルでの検討を経て、その案をそれぞれの機関の委員会等で審議した。本協会では、基準委員会の下に設けたワーキンググループにて具体的な検討を行い、その後基準委員会を経て、理事会において、このプロジェクトに関する基準、規程等が審議・承認された。

### 共同認証の目的

ワーキンググループでの検討において、「共同認証」の目的を見出すことに多くの時間を費やした。共同認証から得られるメリットとは何か？ 認証を得た大学は何ができるのか？ 新しい取組の価値を創造することは容易ではなく、議論を重ねるなかで、認証を得た大学が得られる「これだ！」という明確なメリットを示すというより、それぞれの大学がこの共同認証を通じて出来るであろう取組を紹介しようという結論になった。

その結果、共同認証の目的として、「大学基準協会及び台湾評鑑協会が共同で実施する評価を受け、認証されることを通じて、各大学の発展と国際化の推進に寄与する」を掲げ、国際化を目指す大学を対象にすることとした。そして、この共同認証を受け、認定された大学は、次の取組に活用できると示した。すなわち、①海外からの留学生向けのプロモーション、②日本人学生の留学先の拡大、③海外の大学との協定締結、④単位互換や海外の大学とのジョイントディグリーやダブルディグリーの構築の際の指標、⑤海外の優れた研究者の受け入れ、⑥職員の相互交流、⑦国際的な外部評価としての活用、である。とくに、⑦の国際的な外部評価としての活用、である。とくに、⑦の国際的な外部評価として、国際化を目指している大学において、本協会の大学基準「内部質保証」で示されている「自己点検・評価の客観性及び妥当性を高めるた

めに外部からの評価を取り入れるなどの工夫を講じることに活用してもらうことも可能であろう。また、この共同認証は、台湾と日本に限定した質保証ではなく、それ以外の国に対する質保証にもなる。つまり、認定された大学は、国際的な機関別評価を受けているということアピールできるため、国際化の取組をより促進させることも考えられる。

さらに、事務局レベルで検討段階ではあるが、共同認証で認定された大学のみが参画できるコンソーシアムや卒業生のネットワークの創設などの実現の可能性について模索している。

### 評価基準の検討で見えた「共通性」

「共同認証」の評価基準を事務局レベルで検討する際、両機関の評価基準の内容を確認することから始めた。具体的には、本協会の第3期認証評価のための「大学基準」と点検・評価項目、先方の校務評価（機関別評価）及び系所評価（学部・研究科単位の評価）の基準と参考指標の比較を行った。基準項目の立て方は異なるが、内容や評価の視点等には共通性や汎用性があることから、各機関の点検・評価項目（参考指標）レベルで、重要項目を抽出し、それを基に新たな評価基準を策定することとした。また、共通性はなくとも、「共同認証」の目的に沿っており、重要であると認める事項についても、評価指標として採用することとした。

この案に基づき、ワーキンググループを中心に審議した結果、「共同認証評価基準」<sup>9</sup>として、以下の基準を設定した。

基準の特徴としては、3点を挙げたい。1点目は、この共同認証は、国際化をめざす大学を対象とすることから、Standard 1の基準項目として、「国際化に関する戦略を設定していること」を定める一方、他の基

準項目には、「国際化」を具体的に示すことはしていないことである。これは、国際化の戦略が、カリキュラム、国際交流、教員組織など個々の大学によって異なるだろうから、Standard 1において、「国際化」の目指すところを確認し、他の基準はそれに沿って、評価を行うこととした。2点目として、Standard 4の基準項目に「教員は、研究または産学協同の成果を教育に組み入れて、学生に学習の機会を提供していること」を定めたことである。これは、本協会の「大学基準」にはないが、台湾評鑑協会の分野別の基準にあり、日本の大学にとって、教員の研究活動を何らかの形で評価したほうが良いと考え、基準に設定した。3点目は、Standard 6において、事務職員の意欲及び資質向上を図るための方策、いわゆるスタッフ・ディベロップメント（SD）の項目を設定していることである。これは日本の大学にとって目新しさは全くないが、台湾の大学にとっては、SDが確立しておらず、今回の基準において、新しく求められるものである。この他、認証評価でも求められている「内部質保証」については、この共同認証においても、Standard 2として掲げており、内部質保証システムの体制の整備は勿論、有効に機能しているかについて評価することとなる。また、世界的に大学が求められている「学習成果」については、「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価すること」と、Standard 3の基準項目として設定している。

基準を検討するにあたり、欧州高等教育質保証機構（European Association for Quality Assurance in Higher Education, ENQA）が定めた Standards and Guidelines for Quality Assurance in the European Higher Education Area (ESG) を参照するなど、国際的な基準となるべく、日本及び台湾の大学の現状に偏重した内容にならないよう、汎用性を持たせること

#### Standards for International Joint Accreditation

- Standard 1: Mission, Goals & Strategy（基準項目として、4項目設定。以下、同様）
- Standard 2: Internal Quality Assurance（5項目）
- Standard 3: Teaching & Learning（8項目）
- Standard 4: Faculty（3項目）
- Standard 5: Social Connection（1項目）
- Standard 6: Governance（3項目）

に留意した。

## 評価方法と評価体制に一工夫

この共同認証は、日本または台湾の法令に基づいた機関別評価を受け、「適合」と判定された大学のみが申請できることとした。

国内の機関別評価では、認証評価機関は法令遵守の観点を確認する必要があるため、評価する側も申請大学側も本協会の第2期大学評価（2011～2017年実施）でいうところの基盤評価に重きを置くことは避けられないため、評価結果において、各大学の使命・目的に沿った活動実態に対する評価が、やや遠慮気味に示されているという印象を持つ。この点は、最低要件（法令遵守）以外の改善・改革のための助言的评价が難しいことは、認証評価制度の評価を行う上で、各評価機関共通の課題ではないだろうか。

それに対し、この共同認証では、法令遵守の観点について直接的な評価は行わず、先述の評価基準に基づき、大学の諸活動及びその成果が大学の目的に適合しているかどうかの観点（fitness for purpose）から評価することを基本とする。この他、事務局レベルではあるが、評価結果では各基準における到達度をレーダーチャートで示すことで、社会に対しての見せ方の工夫なども現在検討している。評価結果の公表方法については、今後「共同認証評価委員会」で審議することになるだろう。

共同認証の実施に関する実質的な責任主体として、「共同認証評価委員会」を設置し、委員長1名と各機関から推薦された委員8名（各機関4名）の計9名で構成することとした。委員長については、任期ごとに各機関からの代表が交互に務めることとした。また、実際の評価を行うチームも、日本と台湾の混成とした。例えば、台湾の大学の評価を行う際、日本からの評価者だけとなると、その大学の特色なのか、或いはその国の大学全体に言えることなのかを理解することに終始する可能性があるため、混成のチーム編成とすることで、チーム内で両国の大学の現況を理解できると考える。また、他国の評価者と共に評価を行うことで、評価者としてのキャリアアップにつながることも

に、その経験を所属大学の国際化、あるいは質保証への取り組みに貢献できると考える。

自国の機関別評価の評価者以上に、この共同認証の評価者には、求められる資質のハードルが高くなるのは必然であろう。評価者は、申請大学の理念・目的そして国際化の戦略を十分に理解し（ここまでは認証評価も同じであるが）、グローバル社会の中で求められている、「大学の国際化」に、日本または台湾の大学がどう取り組むべきなのか、そのために何をすべきなのかということについて、自らの考えを持つ必要がある。そのためには、質保証機関としての評価者養成にも同じことが言えるが、この共同認証を、これからの「大学」を考える良い契機となるよう、活用していきたい。

## 共同認証プロジェクトを出発点とする 今後の国際連携のあり方

本協会の国際連携は、共同認証を実施する台湾、MOUを締結しているアジア諸国に極端にシフトしたのではない。本協会での調査研究においては、欧米の質保証機関や大学の現状を可能な限り把握するようにしていることは記しておきたい。アメリカのアクレディテーション団体をモデルに設立された本協会の設立背景やイギリスの高等教育の状況を常に把握していたことから、他の認証評価機関または法令よりも早い段階で、大学基準において「内部質保証」を定め、内部質保証システムの構築を日本の大学に求めたことからもご理解いただけるだろう。確かに、海外の質保証機関といえば、アメリカ、イギリスの機関が想起され、本協会の委員会等においても、アメリカの質保証機関との共同認証であれば、大学も積極的に受けたがるのでは、という意見もあった。また、「『質保証機関としてブランド力のあるQAA』の評価を受けることが・・・」<sup>10</sup>とされているように、質保証機関にとっても、相手のブランド力に頼ることで、自らも箔が付くことになるのかもしれない。しかし、それは本協会が目指すべき国際連携ではないだろう。

本協会の世界的なブランド力は「ない」とは言い切れないが、「ある」とは言い切れないのが現状だろう。

10年ほど前に INQAHEE の会議に出席した際、本協会の大学評価は1951年から実施しているという話をすると、（そんな昔から評価をしているのね、あらかたなかったわ）など驚かれたが、今も、それ以上の付加価値は見いだせてはいない。ここ数年は、国際連携に向けて活動を展開し始めたものの、日本の質保証機関としての国際的な認知度や信頼性を高めるためには、さらに積極的な活動が必要であろう。

また、認証評価制度が始まったことにより、日本の大学は第三者評価を受けることが義務化されたが、その評価システムは海外から見ると、複雑であると言われることが少なくない。すなわち、機関別評価を行う機関が複数あり、文部科学大臣に認定されたとはいえ、評価基準はそれぞれ異なり、評価結果の判定の度合いも異なることもあり、海外の質保証機関関係者と意見交換する際、「どこの評価が一番厳しいのか」と必ず聞かれる。それは外からみると、結局、各評価機関の評価結果はどの程度信頼できるのかということであろう。

あくまで個人の意見ではあるが、日本の質保証機関として、欧米は勿論だが、これからはアジア諸国に向けて、日本の大学の質保証、その存在価値を積極的に示していかなければならないと考える。日本同様、非英語圏であるアジア地域の大学の国際化に向けたアグレッシブな取組や日本の大学で学ぶ留学生の出身国を見ても、これからはアジア地域の大学との競争であり、協調して共に発展していかなければならないだろう。また分野によっては、すでにアジアのなかでも日本が遅れをとっていると指摘されているように、これらの点からもアジアの質保証機関との連携は不可欠である。

今回の共同認証プロジェクトは、本協会の評価の国際通用性を高めるための一つの新しい試みとなる。国内に限らず、海外の大学を評価できることを証明し、その経験がいずれは認証評価事業の改善にもつながるだろう。また、これは、いかようにも変容していく可能性がある。例えば、基準そのものを大幅に見直すもしく、2機関のみならず、3機関以上での共同認証という形をとることもできるだろう。なお、本協会の

理事会においては、今回の共同認証をスタートとし、実績を重ねること、そして他の国とは共同認証のあり方も異なるかもしれないが、積極的に連携を図っていくことが確認されている。世界的ブランド力の決して強くない、アジアのローカルな質保証機関であっても、「協働」することにより、国際的通用性を高め、日本そして台湾の大学の教育の質的向上につながるよう、この共同認証プロジェクトを進めていきたい。

最後に、日本の複数ある認証評価機関のなかから、共同認証を行うパートナーとして海外の質保証機関から認められたことは、これまでの本協会の評価に携わっていただいた会員校の教職員の方々のご尽力のおかげであることは言うまでもない。そして、ワーキンググループの3名の先生方（東京医科歯科大学・木村彰方先生、金沢大学・堀井祐介先生、本協会特別相談役の生和秀敏先生）には短期間のなかで、共同認証プロジェクトに限らず、日本の大学のあり方、評価の可能性など示唆に富む貴重なご意見を賜ったことに紙面を借りて厚く御礼を申し上げたい。

### 【参考資料】

- ・ 大学基準協会 基準委員会 台湾との相互認証制度に関するワーキンググループ 配付資料
- ・ Tobial Lindeberg, Dorte Kristoffersen (eds.), A Method for Mutual Recognition: Experiences with a method for mutual recognition of quality assurance agencies, ENQA Occasional Papers 4, European Network for Quality Assurance in Higher Education, 2002, Helsinki.
- ・ Dr Mark Frederiks, Dr Rolf Heusser, Mutual Recognition of Accreditation Decisions: A European Perspective, Paper for INQAAHE Conference 2005 (Wellington).
- ・ The Benefits of Mutual Recognition of Accreditation and Quality Assurance Decisions, European Consortium for Accreditation in higher education (ECA), 2008, The Hague.

【注】

- <sup>1</sup> 大学基準協会は、2018年5月末時点で、次の質保証機関とMOUを締結している。
- ・マレーシア資格機構 (Malaysia Qualifications Agency, MQA)
  - ・台湾高等教育評鑑中心基金会 (Higher Education Evaluation and Accreditation Council of Taiwan, HEEACT)
  - ・台湾評鑑協会 (Taiwan Assessment and Evaluation Association, TWAEA)
  - ・韓国大学教育協議会・韓国大学評価院 (Korean Council for University Education, KCUE & Korean University Accreditation Institute, KUAI)
  - ・タイ全国教育基準・質評価局 (Office for National Education Standards and Quality Assessment, ONESQA)
- <sup>2</sup> 2003年に、学術界及び企業関係者によって共同設立された「専門的評価サービスの提供」「質の保証に関する知識等の開発・促進」を使命として非営利の評価機関である。2010年に台湾の教育部（日本の文部科学省相当）により、専門評価機関として認定を受け、台湾の大學法に基づく高等教育に関する評価等を行っている。また、台湾内の大学に限らず、マカオの大学の評価も実施している。
- <sup>3</sup> 高等教育のみならず、幼稚園から中等教育等、タイの教育機関の質を高めることを目的として、2000年に設立された公的機関である。高等教育の質保証に関しては、2001年に評価を実施し、5年周期で評価を実施している。2016年から第4サイクルに入っている。
- <sup>4</sup> 第1回は日本、タイ、台湾の大学の卒業生を対象にアンケート調査を2016年4月に実施した。第2回は、在学生を対象に学習満足度について、調査を行っている（2018年5～6月に実施）。
- <sup>5</sup> 各機関の中堅クラスのスタッフを対象とした研修。1回目は2018年3月に台湾にて開催された。本

協会からは4名のスタッフが参加した。研修は大学訪問も含め3日間の日程で行われた。1回目のテーマは、「各国の質保証」「各機関の評価システム」「内部質保証」であった。2回目は、6月に日本で開催し、「評価者養成」「評価の効率化」について議論した。

- <sup>6</sup> 本プロジェクトに関する検討段階の概要については、工藤潤「第5章 日本・台湾の大学相互認証制度の構築に向けて－大学基準協会の国際的質保証へのチャレンジ」、公益財団法人大学基準協会 高等教育のあり方研究会 国際的質保証に関する調査研究部会『高等教育の国際的質保証に関する調査研究報告書』、2017（平成29）年7月、pp.69-75を参照されたい。
- <sup>7</sup> 鈴木典比古、原和世「台湾における評価機関・評価受審大学に関する訪問調査報告」、公益財団法人大学基準協会 高等教育のあり方研究会 大学評価理論の体系化に向けた調査研究部会『大学評価論の体系化に関する調査研究報告書』、2015（平成27年）12月、pp.261-268。
- <sup>8</sup> Mutual Recognitionのあり方については、Tobias Lindeberg, Dorte Kristoffersen (eds.), A Method for Mutual Recognition: Experiences with a method for mutual recognition of quality assurance agencies, ENQA Occasional Papers 4, European Network for Quality Assurance in Higher Education, 2002, Helsinki. を参照されたい。この中で、4つのscenarioとして、mutual recognitionが紹介されている。
- <sup>9</sup> 全文は、本協会ウェブサイトに掲載。https://www.juaa.or.jp/index.html を参照されたい。
- <sup>10</sup> 川嶋太津夫「第1章 国際的な質保証に関する調査報告」、公益財団法人大学基準協会 高等教育のあり方研究会 国際的質保証に関する調査研究部会『高等教育の国際的質保証に関する調査研究報告書』、2017（平成29）年7月、pp.3-11。